

# 島根県剣道連盟称号段級位審査規定 令和元年 12 月 14 日承認（常任理事会）

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 島根県剣道連盟の段級位審査および称号・段位の授与申請は、本規定による。  
第 2 条 本規定に定める以外は、すべて全剣連の称号・段位審査規則・同細則による。

## 第 2 章 段 級 位

- 第 3 条 本連盟で審査できる段位は、初段から五段までとする。ただし、地区連盟においては三段までとする。  
第 4 条 四・五段は全県統一審査とする。その運営に関しては別に定める。  
第 5 条 初段に達せない者に対しては級位を設ける。級位は八級より一級までとする。  
第 6 条 一級を受有しない者は初段受審の資格がない。

## 第 3 章 審 査 会

- 第 7 条 段位の審査は、段位審査会で行い、その合格者に対しては、全剣連会長に証書交付の申請をする。  
第 8 条 級位の審査は、級位審査会で行い、その合格者に対しては、県剣連会長より証書を交付する。  
第 9 条 級位審査会の運営は、各地区剣連会長に委任する。  
第 10 条 段位審査会の審査方法は別に定める  
第 11 条 審査ならびに登録の諸手数料は別に定める。

## 島根県剣道連盟称号段級位審査規定細則

- 第 1 条 各地区連盟において、段位審査を実施する場合は、実施期日の 21 日前に、期日、場所及び受信者の概数を明示して要請する。（会則第 39 条）  
第 2 条 統一審査は、春秋 2 回実施する。  
第 3 条 段位審査会の審査方法は下表のとおりとする。

区分 段位	実 技		剣道形		学科
	切り返し	稽 古	太 刀	小太刀	
初 段	○	○	3		○
二 段	○	○	5		○
三 段	○	○	7		○
四 段		○	7	3	○
五 段		○	7	3	○
備 考	① ○印は実施することを示す。 ② 形の数字は本数を示す。 ③ 四・五段の審査は県主催の講習会・研修会の参加状況を勘案する。				

※ 全剣連より通達 ・安全への配慮、特に体力差から男女別の審査が望ましい。  
(H20.12.5)

- ・但し、四・五段審査は、六段への前段階として、男女混合審査。
- ・事故に対する対処法を明確にすること。（県剣連へ連絡）